

地震保険の加入促進について

令和5年5月31日
財 務 省

地震保険の普及に関する現状

地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号) 第1条

この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

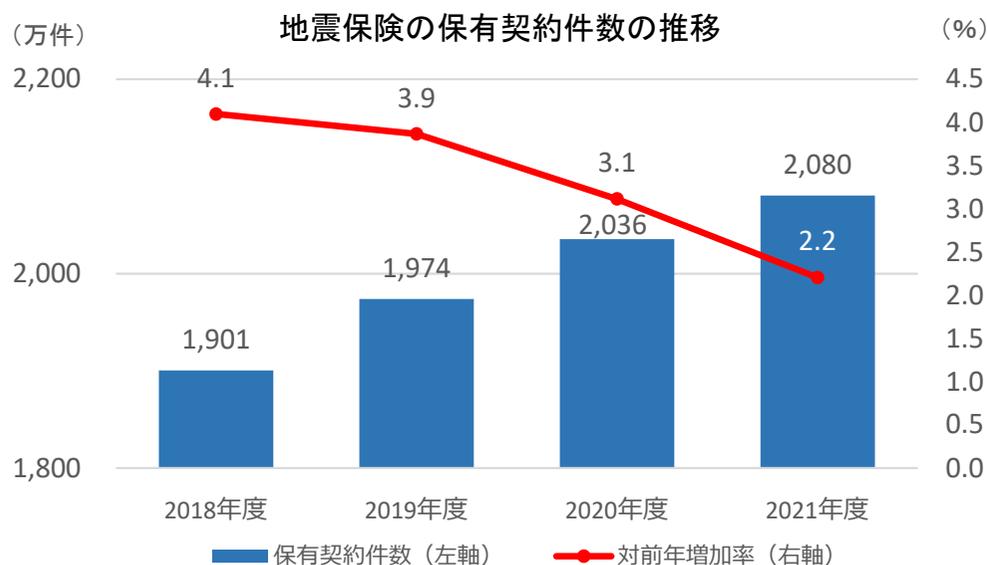
「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和2事務年度)」(令和3年6月) (抄)

1. 南海トラフ地震臨時情報に対する地震保険の対応について

(略)

また、臨時情報発表時には、厳密な地震発生リスクが不分明な中で加入申込みが大きく増加する懸念もある。他方で、地震保険の既加入者が多いほど臨時情報発表後の駆込み加入者は減ると見込まれる。こうした点を踏まえると、地震保険制度の強靭性に資するとの観点から、平時に強靭性の一層の確保につながるような形で加入促進を図ることが重要である。このため、例えば、付帯率の低い地域の加入に力を入れるなど、地域に着目して加入促進を図ることや、関係省庁等や金融機関、不動産関連の事業者や団体等と連携し、多様なチャネルを通じて幅広い層に対して普及を進めていくことが重要である。

地震保険の足元の契約状況



(出典)損害保険料率算出機構資料より作成。

○ 保有契約件数自体は増加しているものの、その伸びは、近年緩やかになりつつある。



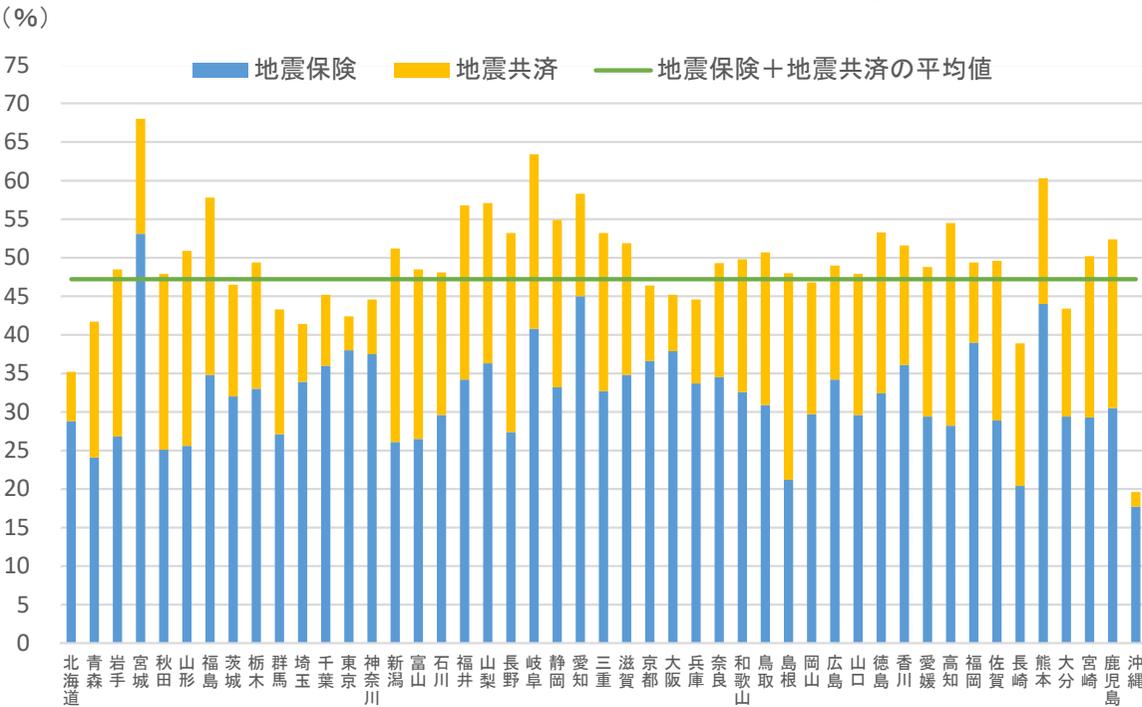
○ 今後の巨大地震等に備え、地震保険制度の強靭性を一層確保していくためには、効果的な加入促進を図っていくことが重要。

地域ごとの加入状況

地震保険と地震共済の加入状況

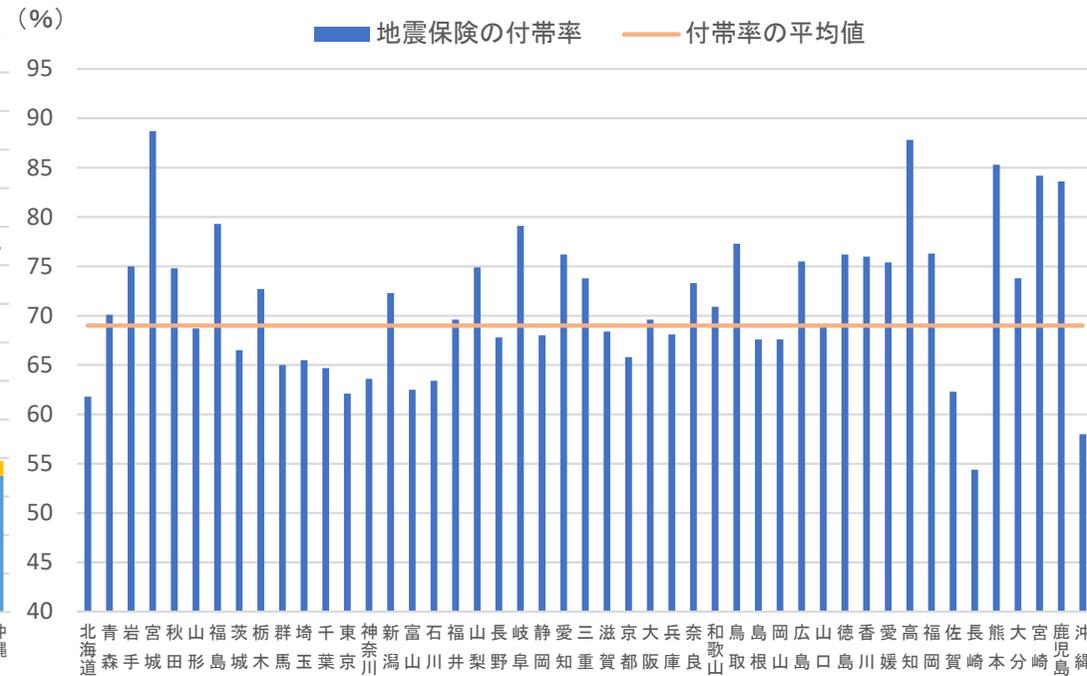
- 地震保険と、地震による被害を保障する共済契約(以下「地震共済」という。)のそれぞれの世帯加入率をみると、いずれも地域ごとにばらつきがみられる(図1)。
 - 他方、地震保険と地震共済を合わせてみた場合に、互いに補完し合うような形で加入が進んでいる地域もみられる。
- ⇒ 地震保険の付帯率(図2)だけでなく、地震保険と地震共済を合わせた時の世帯加入率にも着目しながら加入促進をしていくことが重要。

(図1)地震保険と地震共済(都道府県別)の世帯加入率



(注1) 上記は、地震保険と地震共済の都道府県ごとの世帯加入率を単純に足し上げたもの。
 (注2) 世帯加入率算出にあたっては、2021年度末時点における地震保険保有契約件数及び地震共済保有契約件数(全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)、全国共済水産業協同組合連合会(JF共済連)、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)、全国生活協同組合連合会(全国生協連)の合算)を2022年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除している。
 (出典) 損害保険料率算出機構資料、日本共済協会資料より作成。

(図2)地震保険の付帯率(都道府県別)

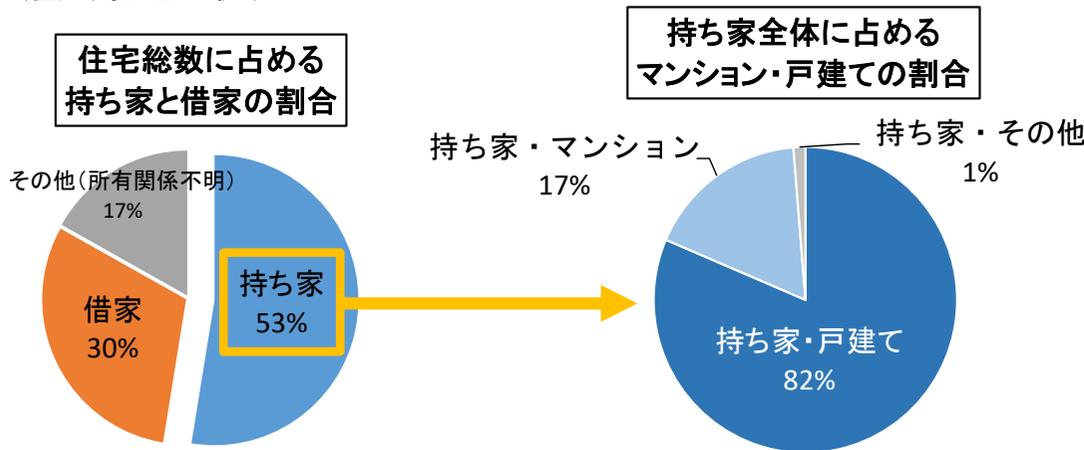


(注1) 2021年度時点。
 (注2) 地震保険の付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。
 (出典) 損害保険料率算出機構資料より作成。

地震保険の構造別付帯状況(持ち家)

- 火災保険契約(持ち家)における地震保険付帯率をみると、マンション専有部と戸建ての付帯率は概ね同水準(図2)。
 - 一方、マンション共用部の付帯率はこのところ伸びてきているものの、マンション専有部に比べても依然として低い水準にある(図3)。
- ⇒ **引き続きマンション共用部の付帯率の向上に資する取組を推進していくことが重要。**

(図1)住宅の状況



(注)ここでいうマンションとは、共同住宅で、防火木造構造又は非木造構造の住宅をいう。
 (出典)「住宅・土地統計調査(平成30年)」(総務省)より作成。

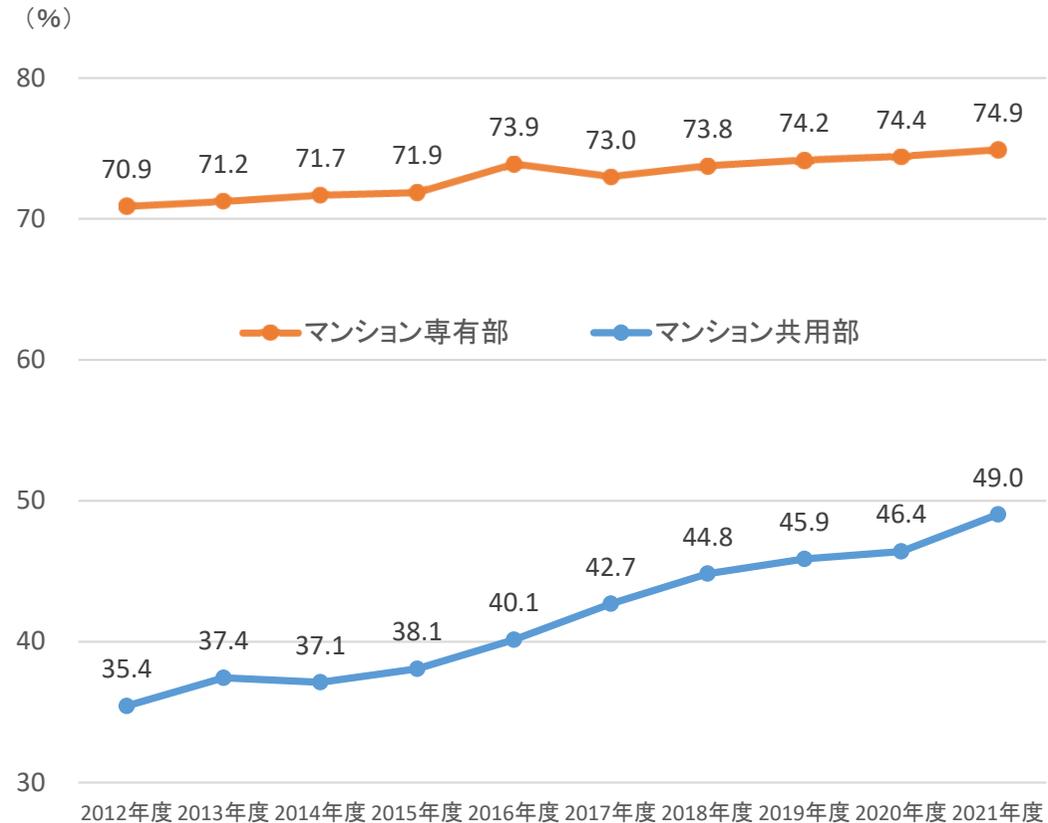
(図2)地震保険付帯率(持ち家)の状況

(2023年4月時点、保有契約件数ベース)

	マンション(専有部)	戸建て
地震保険の付帯状況 (マンション(専有部)の付帯率を100として指数化)	100	107

(注)便宜上、「持ち家=建物を保険対象とした契約」、「マンション=M構造を対象とした契約」、「戸建て=M構造以外を対象とした契約」として分類。
 (出典)大手4社(三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社)資料より作成。(大手4社集計値)

(図3)マンション専有部・共用部における地震保険付帯率(持ち家)の推移
 (新規契約件数ベース)



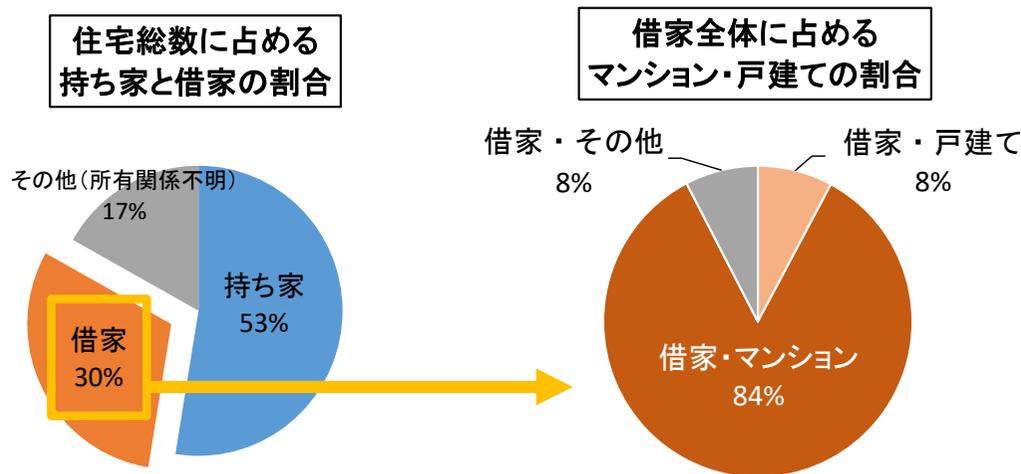
(出典)日本損害保険協会資料より作成。(大手4社集計値)

地震保険の構造別付帯状況(借家)

○ 火災保険契約(借家(家財))における地震保険付帯率は、火災保険契約(全体)の付帯率と比べて低いものの、相対的に高い伸びを示している(図3)。

※ 地震保険契約の対象は、持ち家においては「建物、家財、建物+家財」、借家においては「家財」となっている。

(図1)住宅の状況



(注)ここでいうマンションとは、共同住宅で、防火木造構造又は非木造構造の住宅をいう。
(出典)「住宅・土地統計調査(平成30年)」(総務省)より作成。

(図2)地震保険付帯率(借家(家財))の状況

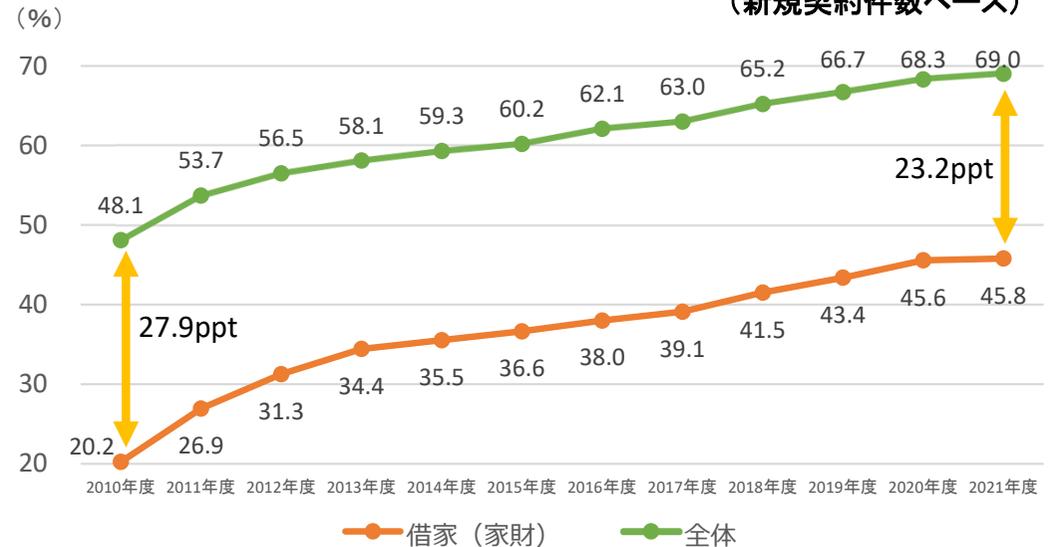
(2023年4月時点、保有契約件数ベース)

	マンション	戸建て
地震保険の付帯状況 (マンションの付帯率を100として指数化)	100	81

(注)便宜上、「借家=家財のみを保険対象とした契約のうち、借家人賠償保険特約付きの契約」、「マンション=M構造を対象とした契約」、「戸建て=M構造以外を対象とした契約」として分類。
(出典)大手4社資料より作成。(大手4社集計値)

(図3)借家(家財)と全体における地震保険付帯率の推移

(新規契約件数ベース)

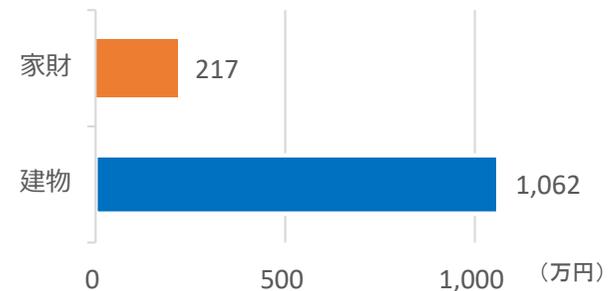


(注1)借家(家財)については、大手4社集計値。

(注2)全体は、持ち家・借家、建物・家財の別を問わず、全ての火災保険契約を指す。

(出典)日本損害保険協会資料・損害保険料率算出機構資料より作成。

(参考)地震保険における1件あたりの平均保険金額(2021年度)



(注)ここでの「家財」は、「持ち家」における「家財」への加入も含めた家財全体の1件あたりの平均保険金額を算出している。

(出典)損害保険料率算出機構資料より作成。